

利 用 さ れ る 方 へ

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第10号）であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

3 調査の期日

平成19年工業統計調査は、平成19年12月31日現在で実施した。

4 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる大分類F－製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）である。

なお、西暦末尾が0、3、5及び8の年については全数調査を実施し、それ以外の年は従業者4人以上の事業所を調査の対象としている。

5 調査の方法

従業者30人以上の事業所（製造・加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により調査した。

6 調査項目

巻末調査票参照のこと。

7 集計項目の説明

平成19年調査から、製造業の実態をよりの確に捉えるために、対象事業所における製造以外の活動も把握するための調査項目が設けられた（**製造品出荷額等に転売収入等の「その他収入額」**が、また、**原材料使用額等に「製造等に関連した外注費」、「転売した商品の仕入額」**がそれぞれ項目追加された）。

(1) **事業所数**は、平成19年12月31日現在の数値である。なお、事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるような、1区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。ただし、調査日現在休業中、操業準備中、操業開始後未出荷の各事業所については集計の対象としていない。

(2) **従業者数**は、平成19年12月31日現在の数値である。

従業者とは、常用労働者、個人事業主及び無給家族従業者と臨時雇用者の計をいうが、統計表でいう従業者数は、臨時雇用者を除いたものである。

ア **常用労働者**とは、次のいずれかのものをいう。

(ア) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

(イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

(ウ) 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで上記(ア)、(イ)に該当する者

(エ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(オ) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

イ **個人事業主及び無給家族従業者**とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。

ウ **臨時雇用者**とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている者をいう。

(3) **現金給与総額**は、平成19年1年間に、常用労働者のうち雇用者に対して支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金や解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額（派遣会社への支払額を含む。）、臨時雇用者に対する給与及び他企業に出向させている者に対する負担額等である。

(4) **原材料使用額等**は、平成19年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んでいる。

原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいる。

また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいる。

電力使用額とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含んでいない。

委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業の事業所に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。

製造等に関連する外注費（平成19年調査から項目追加）とは、派遣、委託生産費以外のもの、生産設備の保守・点検、機械の操作等、事業所収入に関係する直接的な外注費である。

転売した商品の仕入額（平成19年調査から項目追加）とは、他の事業所（同一企業内に属する事業所を含む。）から仕入れて又は受け入れてそのまま販売した商品の売上に対応した仕入額である。

- (5) **製造品出荷額等**は、平成19年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額、その他の収入額の合計である。（消費税等内国消費税を含む。）

製造品出荷額とは、工場出荷額によっており、消費税を除く内国消費税を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷額である。また、同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものを含んでいる。

加工賃収入額とは、他の企業の所有に属する原材料又は製品（半製品を含む。）を加工して引き渡したものに対して、受け取った、又は受け取るべき加工賃である。

その他の収入額（平成19年調査から項目追加）とは、製造品出荷額、加工賃収入額以外の収入をいい、修理料収入、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の販売収入、転売収入等である。ただし、知的財産収入、利子・配当等の事業外収入及び財産売却収入は除く。

- (6) **製造品在庫額、半製品・仕掛品在庫額及び原材料・燃料在庫額**は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品を含んでいる。

- (7) **生産額及び付加価値額**は、次の算式によっている。

$$\begin{aligned} \text{※生産額} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{※付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) \\ &\quad - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} \\ &\quad - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

※粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）

－原材料使用額等

ただし、従業者規模や調査年によっては、在庫額、減価償却額を調査しない場合があり、減価償却額を調査しない場合には付加価値額は算出できないため、次の算出方法となっている。

ア 従業者9人以下の事業所

在庫額、減価償却額をいずれの年も調査していないので、製造品出荷額等を生産額とし、粗付加価値額を算出している。

イ 従業者10～29人の事業所

i) 平成12年（2000年）まで

在庫額については西暦末尾が0、5の年のみ調査したので、それ以外の年は製造品出荷額等を生産額とし、付加価値額の算出にも生産額の代わりに製造品出荷額等を用いている。

ii) 平成13年（2001年）以降

在庫額に加えて減価償却額についても西暦末尾が0、5の年のみ調査することになり、すべての年について、製造品出荷額等を生産額とし、粗付加価値額を算出している。西暦末尾が0、5の年は、付加価値額も算出している。

(8) **有形固定資産**に関する数値は、平成19年1年間における数値であり、帳簿価額によって

いる。**有形固定資産の年末現在高**は、次の算式によっている。

※年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額

有形固定資産の取得額は、土地と土地以外のものにわかれており、土地以外のものとは次のものを指している。

ア 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

イ 機械及び装置（附属設備を含む。）

ウ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等

有形固定資産の建設仮勘定の年間増減は、

※年間増減＝増加額－減少額

であり、建設仮勘定の増加額とはこの勘定の借方に加えられた額であり、減少額とはこの勘定から他の勘定に振り替えられた額である。

有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等である。

有形固定資産の投資総額は、次の算式によっている。

※投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

(9) 消費税を除く内国消費税額は、次の納付税額又は納付すべき税額の合計である。

酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税

(10) 推計消費税額は、「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」を除いて推計した消費税額である。(平成13年調査から消費税額の調査を廃止したことによるもの。)

(11) 常用労働者のうち雇業者1人当たり現金給与額は、次の算式によっている。

※常用労働者のうち雇業者1人当たりの現金給与額

＝現金給与額（常用労働者のうち雇業者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与の額）÷常用労働者のうち雇業者数

(12) 原材料率、付加価値率、現金給与率、減価償却率は、次の算式によっている。

※原材料率

＝原材料使用額等 ÷ (製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額
－製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額
－半製品及び仕掛品年初在庫額) - (消費税を除く内国消費税額
+推計消費税額)) ×100

※付加価値率

＝付加価値額 ÷ (製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額)
－ (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)) ×100

※現金給与率

＝現金給与総額 ÷ (製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額)
－ (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)) ×100

※減価償却率

＝減価償却額 ÷ (製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額)
－ (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)) ×100

8 産業分類の表章について

産業分類については、「工業統計調査用産業分類」に掲げる産業分類別に表章したが、一部略称を用いたものがある。

中分類番号	中分類名	略称
09	食料品製造業	09 食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料
11	繊維工業（衣服, その他の繊維製品を除く）	11 繊維
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12 衣服・その他
13	木材・木製品製造業（家具を除く）	13 木材・木製品
14	家具・装備品製造業	14 家具・装備品
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	15 パルプ・紙
16	印刷・同関連産業	16 印刷
17	化学工業	17 化学
18	石油製品・石炭製品製造業	18 石油・石炭製品
19	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	19 プラスチック製品
20	ゴム製品製造業	20 ゴム製品
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21 皮革製品
22	窯業・土石製品製造業	22 窯業・土石製品
23	鉄鋼業	23 鉄鋼
24	非鉄金属製造業	24 非鉄金属
25	金属製品製造業	25 金属製品
26	一般機械器具製造業	26 一般機械
27	電気機械器具製造業	27 電気機械
28	情報通信機械器具製造業	28 情報通信機械
29	電子部品・デバイス製造業	29 電子部品・デバイス
30	輸送用機械器具製造業	30 輸送用機械
31	精密機械器具製造業	31 精密機械
32	その他の製造業	32 その他製造

(1) 中分類「19プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、別表（P 8）のとおりである。

(2) 平成14年調査から日本標準産業分類改訂（平成14年3月7日総務省告示第139号）に伴い、工業統計調査用産業分類を改訂している。主な変更点は、次のとおりである。

ア 大分類『F－製造業』から「もやし製造業」が大分類『A－農業』に、「新聞業」及び「出版業」が大分類『H－情報通信業』に移動し、工業統計調査の対象外となった。

イ 商品分類番号が変更された。

ウ 中分類「電気機械器具製造業」が「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」及び「電子部品・デバイス製造業」に3分割された。

エ 中分類「武器製造業」が「その他の製造業」に統合された。

したがって、その前の調査年と比較する場合は、注意を要する。

この報告書中、平成14年の前年比については平成13年の数値を平成14年産業分類に組み替え

て計算している。(平成13年の数値から「新聞業」及び「出版業」を除いている。付表中、該当部分は斜体で表している。)

9 産業分類格付けと品目別表について

- (1) 事業所の産業分類格付けは、1事業所が2つ以上の製造品を製造している場合、原則として過去1年間の製造品出荷額のうち最も多い品目によって決定する。例えば、一般機械と輸送用機械を製造している事業所で、1年間の製造品出荷額等のうち一般機械の出荷額等のウエイトが高ければ、その事業所の従業者数、出荷額等はすべて一般機械として集計される。
- (2) 同一事業所が製造品出荷額のウエイトの変動により前年の業種と異なった業種に格付される場合や、事業内容に変更があり製造業に該当しなくなったり、逆に該当することとなったりする場合があるため、市町村別・分類別にみると製造品出荷額等などの数値が著しく変動していることもあるので、利用する上で注意を要する。
- (3) 統計表のうち、「第6表品目別統計表」は調査票に記入された品目ごとに積み上げてあるので、事業所数はその品目を製造する事業所の延べ数になり、他の統計表と一致しない。

10 記号及び注意

- (1) この報告書は、従業者4人以上の事業所について集計している。
- (2) この報告書の数値は、平成19年の新潟県分については、県独自の集計値を用い、全国及び他都道府県分については、経済産業省の集計値(平成19年は速報値)を用いている。付表10～17も、この数値を用いている。このため、各都道府県分を合計した場合、全国の値とは一致しない。
なお、県独自の集計値は、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。
- (3) 平成19年調査においては、製造業の実態を的確に把握するため調査項目が改正されたことにより、「製造品出荷額等」「付加価値額」及び「原材料使用額等」の数値は、前年の数値と接続しない。
- (4) 平成16年数値は、「新潟県中越大震災に伴う平成16年工業統計調査の捕捉調査」(以下「捕捉調査」という。)結果を含めたものである。
ただし、平成16年数値で斜体の箇所は、補足調査結果が秘匿となるため、補足調査結果を含めない数値を掲載している。

捕捉調査：平成16年工業統計調査の調査対象地域から、十日町市、山古志村、川口町が

除外されたため、当該3市町村の平成16年12月31日現在の実績について、経済産業省が平成17年11月に実施した承認統計調査である。

- (5) 単位未満の数値を四捨五入したため、内訳と合計が一致しないものがある。
- (6) この統計表中「-」は該当数値なし、▲印はマイナスの数値を表し、「0.0」は単位未満、「…」は調査票に調査項目がないため不明のもの、「x」は1又は2の事業所に関する数値で個々の申告者の秘密保護のため秘匿した箇所である。また、3以上の事業所でも1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所は、「x」で表した。

11 問い合わせ先

〒950-8570

新潟県総務管理部統計課産業統計班

電話 025-285-5511 (内線2444、2445、2446)

ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/tokei/>

別表

中分類「19プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲

製 造 品 名	細 分 類	製 造 品 名	細 分 類
家具	1499	人形	3232
プラスチック版	1621	運動用具	3234
写真フィルム（乾板を含む）	1795	事務用品	3241-3249
履物・同附属品	2022	装身具、装飾品	3251
かばん	2161	ボタン	3253
袋物	2171	かつら	3255
ハンドバッグ	2172	漆器	3261
歯車（時計用、がん具用を除く）	2675	畳	3272
軸受（時計用、がん具用、玉軸受、ころ軸受を除く）	2675	うちわ、扇子	3273
軸受（玉軸受、ころ軸受）	2694	ほうき、ブラシ	3274
抵抗器（配電制御用）	2713	傘・同部分品	3275
コンデンサ（通信機用を除く）	2719	喫煙用具	3277
通信機用抵抗器、コンデンサ	2914	魔法瓶	3278
眼鏡	3161	看板、標識機	3292
歯車（時計用）、軸受け（時計用）	3171	パレット（運搬用）	3293
時計側	3172	モデル、模型	3294
楽器	3221-3229	工業用模型	3295
がん具、歯車（がん具用）、軸受（がん具用）	3231	レコード	3296